

問 16：得意先との商談のため、宿泊を含んで出張させた従業員が、ホテルで入浴中、足を滑らせ転倒し、骨折をしてしまいました。出張中とはいえ、ホテル内では業務とは関係ないと思いますが、労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

出張については、海外、国内、宿泊の有無を問わず、一般には、事業主からの命令を受け、特定の用務を果たすために通常勤務している場所を離れてから戻るまでの一連の過程全般について、事業主の支配下にあると解されています。

出張の期間中は、食事、宿泊など私的な行為を伴いますが、積極的な私用・私的な行為また恣意行為などを除き、出張に通常伴う行為として業務遂行性が認められています。

ご質問のようにホテル内の浴室で転倒した、あるいはホテルの食事で発症した食中毒などは、特別の事情がない限り、労災と認められるものと考えられます。

ただし、満身に歩行できないほど泥酔している場合、外出して相当時間が経過している場合などに事故があった場合には業務遂行性は失われ、労災とは認められないと考えられます。

また、事業主から宿泊するホテル等を指定されているにもかかわらず、他の場所に宿泊した場合にも業務遂行性は失われますが、翌日に、出張の合理的な経路・方法に復したときは、業務遂行性が回復すると考えられています。